

令和3年度子ども施策に関する意見書

石川県子ども政策審議会

県では、これまで「いしかわ子ども総合条例」及び少子化対策における県の行動計画である「いしかわエンゼルプラン」を拠り所に、プレミアム・パスポート事業やマイ保育園登録事業、一般事業主行動計画の策定対象企業の拡大など、先駆的な施策を講じながら、社会全体で子どもと子育てを支援する気運の醸成や仕組みの構築に取り組んできた。

2028年までの目標である、出生率1.8の達成に向けて、「いしかわエンゼルプラン2020」に基づく取組が推進されている中、新型コロナウイルス感染症により、結婚、妊娠・出産、子育てを取り巻く環境にも大きな変化が生じている。

この意見書が、「児童の権利に関する条約」にもあるように子どもの最善の利益を第一に考え、社会全体で子どもの成長や子育て家庭への支援を進めるという、「いしかわ子ども総合条例」の基本理念のもと、次代を担う子どもが自己肯定感を育み、心豊かにたくましく、自立した大人に成長するとともに、結婚や出産の希望がかない、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりに向け、環境の変化や持続可能な開発目標（SDGs）などにも対応した、ライフステージの進展に応じた施策のさらなる充実につながることを期待する。

引き続き、新型コロナウイルス感染症については、結婚、妊娠・出産、子育てのいずれのステージにおいても、その影響を考慮した対応がなされていくことを求める。

1 結婚支援

結婚は基本的に個人の人生観に関わることであるが、未婚者の約6割が結婚を希望する一方で、未婚化・晩婚化が止まらない状況を変える必要があることから、市町や企業等とも連携し、「縁結びist」や「いしかわ婚活応援企業」による支援、「石川しあわせ婚応援パスポート」

制度（愛称：婚パス）などの取組を進めているが、依然として、未婚者からの「出会いの機会がない」との声が多いことなどを踏まえ、出会いの機会の提供の強化など、結婚支援をさらに充実させる必要がある。

さらに、自己肯定感を育み、自分の将来に自信や希望を持つことが、結婚・子育てのみならず将来の生活においても必要であることから、高等学校における家庭科の授業などを通じて、早い段階からライフプランを考えるための意識の醸成などの支援が重要である。

2 母子の健康の確保及び増進

県立中央病院の総合母子医療センターにおいて、リスクの高い出産に迅速に対処するなど、24時間体制で適切な医療を提供するとともに、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、今後も県全域にわたって、周産期医療体制や小児医療体制の充実を図ることが重要である。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を母子保健分野と子育て支援分野の両面から一体的に提供するため、市町の子育て世代包括支援センターや関係機関によるサービス提供体制の充実に向けた取組を、市町や子育て支援団体などの民間とも連携し、地域で孤立することがないように進めていく必要がある。特に産後は、母親が心身の不調をきたしやすいことから、きめ細かな心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができるよう、支援体制の整備を図る必要がある。

加えて、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージにおいて、自らの希望する生き方ができるよう、広く県民に対し、妊娠前から妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及を図ることが重要であるとともに、不安や育児上の困難を抱えることが多い若年や多胎の妊婦に対

しては、保健師に加え、助産師による相談支援を進める必要がある。

さらに、不妊治療を受ける方が多くなっていることを踏まえ、引き続き、高額な医療費がかかる不妊治療への経済的支援や不妊治療を受けやすい職場環境づくりも含め、相談から治療まで、切れ目のない支援を実施する必要がある。

3 子育て支援の充実・強化

核家族化や地域におけるつながりの希薄化が進む中で子育て家庭における育児不安の解消や育児負担の軽減を図るため、子育て相談等にワンストップで対応できる妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供体制のさらなる整備・充実を進める必要がある。このため、子育てについて誰にも相談できずに課題を家庭で抱え、地域の中で孤立している家庭に支援が行き届くように、マイ保育園をはじめとした子育て支援サービスの更なる周知を図り、またそれらを通じた子育て支援の充実や利用促進に向けた取組を一層進めていくべきである。さらに、大家族や地域社会が果たしていた子育て支援等の機能を享受できるよう、一時的な保育ニーズに対応する一時預かり等の充実や世代間等の交流促進など、地域全体で子育てを支援する取組が重要である。

また、子ども・子育て支援新制度下でも施設サービスの対象とされなかった在宅育児家庭の満3歳未満の子どもを対象に、通園に準じた保育サービスを実施する「在宅育児家庭通園保育モデル事業」については、全国初となるものであり、保護者の育児不安の軽減だけでなく普段は他の家庭の子どもと交わる機会の少ない子どもたちに、人間関係や自我の芽生えを促す機会を提供するといった観点で重要と考えられるためその効果の検証や実施方法の検討を引き続き行うことが望まれる。

本県の教育・保育施設のうち6割を超える認定こども園については、

保育と幼児教育とを一体的に提供する施設であり、利用者の期待に応えることができるよう、保育士資格・幼稚園教諭免許の取得支援や資質の向上を図る必要がある。

また、潜在有資格者の再就業支援等の充実を図り、保育・幼児教育サービスがニーズに応じて円滑に提供されるための保育士・保育教諭等の確保などの取組を引き続き行っていくとともに、研修の充実による保育・幼児教育の質の向上や幼保小接続を一層推進する必要がある。

国において、今後の保育所・保育士等の在り方に関する検討が行われ、人口減少地域での保育の確保策等、今後、取り組んでいくべき内容がとりまとめられ、こうした動向も注視しながら、本県の取り組みについても検討していく必要がある。

子どもに放課後や長期休暇期間中等の適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについては、安心して利用できる環境の整備に向け、必要な受け皿を確保できるよう市町が行う施設整備を支援するとともに、運営時間の延長や放課後児童支援員の確保及び質の向上への取組を一層進める必要がある。今後も市町と連携し、子どもの心が豊かに育まれる環境づくりを推進していくべきである。

また、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化のほか、多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料等の無料化、プレミアム・パスポート事業などの取組を引き続き実施することが望まれる。

さらに、働きながら子育てをする家庭が子どもの急な病気やけがなどの際に安心して子どもを預けることができるよう、引き続き、病児・病後児保育の受入体制づくりを進め、就労と子育てが両立できる環境づくりを推進していくべきである。

加えて、共働き家庭の増加やテレワークの普及などの社会環境の変化を踏まえ、妊娠・出産期も含め、男性が家事・育児に積極的に参画

していけるよう、企業における理解促進と、家庭に向けた意識啓発や男性の子育てに対する不安の解消につながる支援など、施策の充実を図るべきである。

障害のある子どもや医療的ケアが必要な子ども等とその保護者に対しては、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携して、保育所等での受け入れを可能とする体制を整備するとともに、児童の様態や成長に合わせた支援を充実していくことが求められるほか、発達障害については、できるだけ早期に発見し、障害の特性に応じた支援を行うことができるよう関係者の対応力向上のための研修の実施などの取組が重要である。

4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

子どもの生きる力を育むため、子どもは多くの人との関わりの中ではぐくまれるという認識の下、幼児期からの教育及び保育により、子どもの自信や自己肯定感をより一層育み、将来にわたる人格形成の基礎を培うとともに、青少年に対しても、将来の自立した生活に必要な幅広い知識や教養、豊かな人間性を身に付け、体力の向上を図り、健康な心身を形成することができるよう、保育・教育等の関係者と連携し、新型コロナウイルス感染症による環境の変化に伴う子どもの心の影響を十分に考慮し、教育環境の整備に努めるべきである。

また、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、悩みや不安を抱える家庭の孤立化が懸念されており、児童生徒や保護者へのカウンセリングや相談の場の提供及び親の学びの機会を充実させることで、社会全体による家庭教育支援を推進していくことが重要である。

また、子どもたちが、生涯にわたり健全な心身と豊かな人間性を育んでいくことができるよう、食育に対する県民の理解を深め、それぞれのライフステージに応じた健全な食生活の実践につなげていくこと

が重要である。

さらに、次代の親となる青少年が、子どもを生き育てることの意義等について理解を深めることが重要であり、乳幼児との触れ合いや、育児体験の機会の充実を図るべきである。

5 虐待・貧困等に対する社会的支援

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、その未然防止や早期発見・早期対応が何より重要である。この背景には児童虐待に関する社会の関心の高まりがあると考えられるが、新型コロナウイルス感染症の影響による環境の変化を考慮しながら、引き続き児童虐待に関する啓発を徹底するとともに、児童相談所の体制強化、市町や保育所、学校等の関係機関との連携強化や対応力向上に向けた取組が必要である。さらに、地域において児童相談所の機能を補完する児童家庭支援センターによる支援を充実するなど、地域における相談支援体制を強化していく必要がある。

平成28年の児童福祉法の改正により、被虐待児など社会的養護を必要とする児童については、できる限り家庭的な環境で生活できるようにすることとされており、里親やファミリーホームへの委託を拡大し、児童養護施設や乳児院においても、ケア単位の小規模化や地域分散化を図るとともに、養育に携わる者の質の向上に努める必要がある。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、新型コロナウイルス感染症の影響も十分に考慮しながら、ひとり親家庭等への経済的支援や保護者の就労支援、子どもの居場所づくり、ソーシャルワークの充実などにより、子どもたちが健やかに育成される環境の整備を進めるとともに、就学前の教育・保育をはじめ低所得世帯の子どもに対する学習支援など、教育の機会の均等を図ることが重要である。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童、いわゆるヤングケアラーについては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題が指摘されていることから、現状を把握するための実態調査の実施と、早期発見・適切な支援に向けた体制づくりが求められる。

6 ワークライフバランスの推進

ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現は、働いている全ての人にとって重要な課題である。

特に、子育て期においては、親子がともに過ごす時間は、家族の絆を深めるとともに、子どもの成長にも大切な時間であり、長時間労働や仕事優先の働き方の見直しが求められる。

県では、企業におけるワークライフバランスの取組の拠り所である一般事業主行動計画について、策定の対象である従業員数が21人以上の企業に対して、策定に当たっての支援を行うとともに、策定した企業に対し、計画の着実な実行や内容の充実など質の向上に向けた支援を行っていくことが重要である。

また、女性だけでなく男性の家事・育児の積極的な関わりの視点や、人材の確保・定着の観点からも仕事と生活が両立しやすい職場環境づくりが実践されるためには、経営者の意識改革に加え職場全体による取組が不可欠であるため、過重労働による健康被害につながる懸念される長時間労働の是正やテレワークを含めた多様で柔軟な勤務形態の導入など、企業等が業種や従業員数などの実情を踏まえながら主体的に取り組んでいくよう、支援を強化していくことが求められる。